

令和5年高島市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月10日（火）
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（16人）

会長	6番 中田正敏
副会長	9番 地村満信（議事録署名委員）
	2番 松村茂與門
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲（議事録署名委員）
	7番 前川高康
	8番 岡本義治
	10番 中川幸雄
	11番 西澤恵美子
	12番 日置克己
	13番 高城伸司
	14番 山田善嗣
	16番 小島 明
	17番 足立哲夫
	18番 東村定典
	19番 河原林幸和
- 4 欠席委員

	1番 左崎 泉
	3番 水口 淳
	15番 萬木喜代次
- 5 遅参した委員
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 高島市農業委員憲章唱和
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和4年農地の賃借料情報について
 - 第 3 報告第 1号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について

- 第 4 報告第 2 号 農地の転用事実に関する照会について
 第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による別段の面積（下限面積）の設定について
 第 6 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 7 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 第 8 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 9 議案第 5 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第 10 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 4 年度高島市農業施策等に関する意見書について
 (2) 高島市農業委員会活動検討委員会の設置について

6. 連絡事項

- (1) 令和 5 年第 2 回総会について
 ・ 日 時 令和 5 年 2 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分
 ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	中川美知夫
	主事	堀居 祐圭
	主事	峯森 有紀

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	中川美知夫
	局次長	安原 忍
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、改めまして、新年あけましておめでとうございます。 委員の皆様におかれましては、年始の何かとお忙しい中、ご参集いただき、ありがとうございます。 ご案内させていただきました、時刻になりましたので、ただ今より、「令和 5 年第 1 回高島市農業委員会総会」の開会をお願いしたいと存じます。 本日は、16 名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 なお、欠席の委員は、1 番左崎委員、3 番水口委員、15 番萬木委員です。
-----	--

続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。

本日の案件は、報告事項 1 件、報告案件 7 件、農地法に基づく許可等案件として第 3 条関係案件 18 件、第 4 条案件 2 件、第 5 条案件 7 件、市長部局からの案件として「高島市農用地利用集積計画 案件」30 件、農業経営改善計画認定案件 3 件、以上 68 件につきまして、ご審議いただくことになっております。なお、議案説明につきましては短縮をさせていただきますので、各委員におかれましては、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、本日、委員のお手元に「令和 5 年第 1 回高島市農業委員会総会 参考資料」を配布させていただいております。ご確認をお願いします。

開会に先立ちまして、農地法第 3 条および農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転申請および申出時における草刈の指導の今後の取り扱いについてご説明させていただきます。

高島市農業委員会では、以前より、農地性の有無（耕作できる状況であるかどうか）を判断することを目的に草刈りを指導しています。

しかし、この指導は、県内 19 農業委員会のうち本市を含む 10 委員会で行っていません。この指導により、申請ごとに出し手もしくは受け手が草刈りを行う等の手間が発生し、担い手への農地集積の妨げとなっている場合もあると考えられます。また、土地改良事業の対象農地であり、将来にわたって担い手が耕作することが確実な農地であっても、担い手への所有権の移動にあたり、草木が繁茂していることを理由に、その農地の草刈りを農業委員会が指導することにより、不在地主から担い手への所有権移転に困難を生じている事例もあります。

また、草刈りの指導を行っている市町においても、あくまでお願いであって強制ではないとのことであります。

今後、現地調査時、申請地に対して農地構造が確認でき、通常の農作業による耕作が可能と認められる農地であれば草の繁茂にかかわらず、県内他市町と同様に許可すべきものとして扱いとを考えます。

また、不耕作地であっても「耕作の目的に供される土地である」不耕地についても、同様に考えています。

しながら、土地の境界や転用する位置がわからない場合等は、状況に応じて草刈りを指導することとします。

今般、上安曇地域ほ場整備事業にて、一部このような取り扱いをさせていただいております案件がございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

会長	それでは、総会の開会に際し、中田会長が挨拶を申し上げます。 《会 長 挨 拶》
事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、中田会長にお願いいたします。
会長	それでは、これより、「令和5年 第1回 高島市農業委員会総会」を開会します。 最初に、高島市農業委員会憲章の唱和を、地村副会長よろしくお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と言いましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。 (唱 和)
副会長	有り難うございました。ご着席ください。
会長	それでは、本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、5番采野哲委員、9番地村満信副会長を指名します。 次に、日程第2「報告事項」を議題とします。 第1「令和4年農地の賃借料情報について」事務局からの説明を求めます。
事務局	令和4年農地の賃借料情報につきまして、報告させていただきます。 本日お配りしました、お手元の資料1「令和4年農地の賃借料情報」をご覧ください。 以前にありました、標準小作料制度は、平成21年12月15日に農地法等の一部を改正する法律が施行され廃止されたことに伴い、農業委員会において、農地法第52条に基づく賃借料情報を提供することになり、平

	成 2 2 年から前年に締結された賃貸借契約の賃借料情報を合併前の旧町村ごとに集計し、公表させていただいております。 今回、令和 4 年 1 月から令和 4 年 1 2 月までに締結された農地の賃貸借契約における賃借料水準を、全国農業会議所が発行しております「農地の賃借料情報 提供の手引き」に基づき、集計いたしまして、「令和 4 年農地の賃借料情報」を作成させていただいております。 地域の実情を踏まえた賃借料の情報としまして、農地の賃貸借契約を締結される場合の参考としていただきたいと考えています。 なお、この賃借料情報は、市の広報誌「広報たかしま」3 月号および市のホームページに掲載するとともに、事務局のカウンターに据え付けさせていただきます。 以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	5 番 采野です。このデータはどこから集計したのですか。
事務局	お答えいたします。令和 4 年 1 月から 1 2 月までに利用権設定された賃借料および農地法第 3 条の賃借権の設定、これに係りますデータを集計して作成したものでございます。
采野委員	中間管理機構を通してのものも含まれますか。
事務局	含まれております。
采野委員	この地域間のばらつきはどうしようもないのですか。データ件数とか。
事務局	そうですね、実際それだけのデータしかございませんでして、委員のおっしゃるとおりばらつきがございますが、やむを得ないところであります。
采野委員	安曇川は 4 7 件ですがこんなに少ないのですか。
事務局	利用権設定のデータから集計しておりますが、表のとおり地域間でこれだけの差が出てきているところです。
采野委員	安曇川は上安曇地域の圃場整備関係でたくさんの売買があったように思

	いますが。データの件数は受け手の数ですか筆数ですか。
事務局	筆数です。
采野委員	使用貸借分は含まれていますか。
事務局	使用貸借分は除いております。
采野委員	今どんどん使用貸借権 0 円の設定が増えてきています。これをデータ数としてカウントしないと、この表を見た方は使用貸借権が増えているという実態が見えてこない。契約の件数はもっとあるのに使用貸借は実質 0 円である。それが分母から除かれているとなると実態からかけ離れてしまう。実際の賃料と合ってなくなるのではないかと、これから。僕ら大型農家は使用貸借にしたいけど、この表を見ると賃借料平均何千円となっている。肥料代高騰、燃油代高騰などコストが増大する中、使用貸借の実態を何とか表せないか。
会長	言われるのはもっともなご意見ですけれども、以前の標準小作料の経緯は、借り手の代表と貸し手の代表が地域ごとによっていただいた中で、話し合いにより決定したものです。最低最高というところで聞いておりますのは、昔は税金の課税のあり方がこの地域は〇千円、この地域では〇千円という設定がございました。小作料もそれに順応しているということがございますので、最高最低が出てきていると思いますし、他は分かりませんが今津ですと 9 千円、7 千円、旧三谷は 3 千円と当時できておりましたので、それに準じた形でしていくということになっています。中には 0 円というものもございます。ただ、最低 0 円というのはこれはいろいろな圃場条件等がございまして、そうしたことで 0 円となったと考えているところですが、平均的には出し手、貸し手等々には判断をしていく中では 0 円は書ききれませんので、支払いをしている中で一番低いのは今津で 〇千円、マキノで 〇千円ということになっています。高島市は合併して一つになっていますが、元々はそれぞれの町村で違っておりましたので、各地域、ブロックの最高最低が違うということになっています。一つはその地域の土地柄もあるのではないかと私自身は判断しているところですが、基本的には先ほど事務局が説明申し上げました農業委員会で扱う案件を抽出して集計したということでございます。安曇川で少なすぎるのではないかとというのはごもっともなご意見かと思っておりますけれども、使用貸借

	分を除いておりますので安曇川地域は使用貸借が多いのかなと、私が決裁する際にはそういう判断をさせていただきましたので。一つの参考資料ということでお目通しをいただけたらというのが、現在の基本的なスタンスですのでご理解いただきたいと存じます。
小島委員	現状にあってないように思います。これを市の広報に載せるとなると現状にあった数値を載せないと、耕作者とりわけ大規模農家は取り組んでおられるのに。データのとり方を変えてもらって、ある程度現状にあった数値を出してもらうほうが良いのではないかと思う。新旭でも0円がかなりありますし。
采野委員	欄外に参考として使用貸借のデータ件数を書くことはできないですか。使用貸借権のデータが何件ありましたと書くのは制度的に可能かどうかもあります。
事務局	ちなみに使用貸借の件数でございますが、市内全体で256件ございます。賃借料が全体で514件ですので、その約半数くらいが使用貸借となっておりますので、そうした数値を欄外にお示しすることは中で相談させていただけたらと思います。
采野委員	そうしてしまうと市内全域でデータ数が514件あって、別に256件使用貸借がある、それだけの数字を出すと0円の件数が多く見えてしまう。データをオープンにすることは結構難しく、先ほど会長がおっしゃられたように何畝とか形状が悪いところが使用貸借となっていることが多いので、件数だけ出すと難しいところがある。そうすると賃借料が発生している契約件数の総面積はこれだけでしたとか、面積も同時に併記しておかないと。そうすると使用貸借は256件あるけれども実質面積は小さいというようなことがわかるとか、上手に公表しないと勘違いされてしまうことになる。そうしたことも大事な時代になってきたのかなと思います。
事務局	1反当りの物納量の下に、使用貸借分は除いて計算しています。というところに何筆、何㎡と書くのか、中で検討させていただきたいと思います。
会長	過去は、代表的な担い手の方1ブロック当り6～10人くらいの方にくらで借りてますかというのを最高最低を出していただいて、それを集計していったということもありました。ただデータとしてすべて返ってくる

	こともないこととございますので、基本的には現在の取り扱いとなっております。ただ、先ほども申し上げましたように最低〇円というのは確かに〇なのですけれども、賃借料の情報として最低〇円というのは記載がしにくいのではないかと考えておりますので、支払っていただくのであれば最低〇円、最高〇円ということで、今回朽木の９件は最高最低ともに７、０００円。たぶんそんなことはないと思うのですけれども、たまたま出てきた今年度のデータだけでいうとそのようになったということでありますので、いろいろとご意見あると思いますが、統計というのはどの時点でどういうふうにとらえるのか着目の範囲によって、データが違ってきますのであくまでも情報提供ということで、これくらいの金額で取引があったということをお知らせする、昔のように小作料はこれだけだという標準を出しているものではございませんので、この点については各位もご理解いただきたいと思います。
会長	以上で、日程第２「報告事項」を終わります。
会長	次に、日程第３ 報告第１号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	３ページをご覧ください。 番号１ 本件は、湿田で耕作することが困難な農地であるため、盛り土を行い、畑として利用し、季節野菜として、さつまいも、豆などを栽培する計画を立てています。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第２条第１項第３号の規定により異議ないものとし、 令和４年１２月１日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。 届出位置図等は、報告・議事案件資料集１ページと２ページをご参照ください。
事務局	番号２ 本件は、湿田で耕作することが困難な農地であるため、盛り土を行い、畑として利用し、自家用野菜として、キャベツなど、また、樹園地として

	イチジク、オリーブなどを栽培する計画を立てています。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、 令和4年12月1日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。 届出位置図等は、報告・議事案件資料集2ページと3ページをご参照ください。 なお、番号1、番号2 両案件とも隣地土地所有者の承諾ならびに、鴨川流域土地改良区との形状変更に係る協議済みであることを申し添えます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第3「報告第1号」を終わります。
会長	次に、日程第4 報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について 本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会があった件について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第4「報告第2号」を終わります。
会長	次に、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による別段の面積(下限面積)の設定について」を議題といたします。

事務局	事務局および担当農業委員からの説明を求めます。 それでは、説明に入ります。 5 ページをお開きください。 高島市 農委議案 第 1 号 農地法第 3 条の規定による別段面積（下限面積）の設定について 報告・議事案件資料集 4 ページから 5 ページをお開き下さい。 申請地は、5 ページの上段に記載している通り、空き家に隣接している農地であります。 この空き家は令和 4 年 1 1 月 2 日付で空き家紹介システムに登録された物件で、令和 4 年 1 2 月 6 日付で空き家に付随した農地指定申請書の提出があり、担当地域である山田委員にも確認いただいております。 申請地は、耕作がされておらず集落内に位置していることもあり、今後遊休化となることが確実と見込まれる農地であり、高島市空き家に付随した農地の別断面積取扱い要綱第 4 条に規定する要件を満たしているため、承認基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	1 4 番 山田です。内容につきましては事務局から詳細説明があったとおりでございます。私も現地を確認させていただきました。駅の近くでございますが、特に問題ないものと思いますので、よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」の案件について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。

	全員挙手
会長	よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」の案件は、承認することに決定しました。
会長	次に、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	それでは、説明に入ります。6 ページをお開きください。 高島市農委議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 7 ページをご覧ください。 1. 所有権の移転 番号 1 申請地は、譲渡人において、遠隔地に居住しており、耕作することが難しく、農地を売却したいと考えていたところ、信頼関係のある譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 6 ページから 7 ページをご参照ください 以上です。
西澤委員	1 1 番 西澤 恵美子です。事務局の説明どおりでございます。ちょうど家の隣にある畑で、以前より借りて作っておられましたので、ちょうど良いということになりまして今回の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。
事務局	番号 2 申請地は、譲渡人において、遠隔地に居住しており耕作することが難しく、農地を売却したいと考えていたところ、居住地に近く管理がしやすい譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。

	申請位置図等は、報告・議事案件資料集 8 ページから 9 ページをご参照ください。 以上です。
地村副会長	9 番 地村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。ハウスの隣ということで 3 条の案件でございます。現地確認し問題ないと判断いたしました。よろしくご審議お願いします。
会長	番号 3 から番号 16 は上安曇地区圃場整備事業に関する所有権移転ですので、関連案件すべてを事務局から説明した後、担当農業委員から説明いただきますのでよろしくお願いします。
事務局	番号 3 から番号 6 は関連性がありますので、まとめてご説明させていただきます。 本件は、上安曇地区の圃場整備に伴い所有権移転されるものです。報告・議事案件資料集の巻末に参考資料として、計画概要図を添付しておりますので、ご確認ください。 申請地は、譲渡人において、管理が不十分であった畑地を計画されている上安曇地区ほ場整備事業を機に売却したいと考えていたところ、畑地を拡大し集積された農地で畑作物の栽培を行いたいと考えている譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集、10 ページから 18 ページをご参照ください。
事務局	次に番号 7 から番号 12 は関連性がありますので、まとめてご説明させていただきます。 本件は、上安曇地区の圃場整備に伴い所有権移転されるものです。報告・議事案件資料集の巻末に参考資料として、計画概要図を添付しておりますので、ご確認ください。 申請地は、譲渡人において、管理が不十分であった畑地を計画されている上安曇地区ほ場整備事業を機に売却したいと考えていたところ、畑地を拡大し集積された農地で畑作物の栽培を行いたいと考えている譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。

事務局	譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集、１８ページから３０ページをご参照ください。 なお、資料集の２８ページ上段の写真の地番標記が、「字西ノ沢」になっていますが、正しくは、「字荒木」でございます。修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。 次に番号１３から番号１６は関連性がありますので、まとめてご説明させていただきます。 本件は、上安曇地区の圃場整備に伴い所有権移転されるものです。報告・議事案件資料集の巻末に参考資料として、計画概要図を添付しておりますので、ご確認ください。 申請地は、譲渡人において、管理が不十分であった畑地を計画されている上安曇地区ほ場整備事業を機に売却したいと考えていたところ、畑地を拡大し集積された農地で畑作物の栽培を行いたいと考えている譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集、３０ページから３８ページをご参照ください。 以上です。
日置委員	１２番 日置でございます。上安曇圃場整備の委員をさせてもらっておりまして説明させていただきます。冒頭に局長、会長からお話がありましたように実質草刈りができていない、今までですと草を刈って管理した状態で申請しておりましたが、今回は特別に現状のままでお願いしたいと思ひまして、あくまで圃場整備に取り組むこととなった現状がございまして、圃場をこれから整備するという前提で一つご配慮していただきたいと思います。一部の農地において残土を受けている個所もありまして、実際に草を刈れと言われまして無理な個所もありますので、一つよろしく願ひします。圃場整備の進捗状況としては現在、県のヒアリングを受けているところでありまして。令和６年度に国の採択を受けまして秋頃から工事に着工できたらと思っています。ただ、この地区は文化財の埋蔵地区でありま

事務局	して、１２日に会議があるのですけれどもそれがスムーズにいきましたら６年度の秋以降の対応が可能となると思っています。そういったことで現状荒廃地となっていますがどうぞよろしくお願いします。 番号１７ 申請地は、譲渡人において、会社役員としての業務が多忙であり、耕作することが難しく、農地を売却したいと考えていたところ、本農地の隣接地を所有、耕作しており、本農地を取得することで耕作面積を拡大することができる譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集３８ページから４０ページをご参照ください。 以上です。
山田委員	１４番 山田です。内容につきましては事務局から詳細説明があったとおりでございます。譲受人は熱心に農業をされていますし、農業機械も揃えておられますので、よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。 まず、これより、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」番号１から番号１７の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
松村委員	２番 松村です。お願いなのですが、資料集巻末の上安曇地区平面図につきまして、今月の案件部分が黄色にマーキングされておりますが、加工がされていない平面図を農業委員は持っていないのではないかと思えますので、そういった資料を提供いただけませんか。日置委員の説明があったようにこれから現地も動き出すということです。
事務局	個人情報も含まれておりませんので、改めまして次回総会時に配付させていただきます。

会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。

会長	全員挙手 次に、番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 12 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 13 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 次に、番号 14 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。

	全員挙手
会長	次に、番号１５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手
会長	次に、番号１６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	次に、番号１７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	よって、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」の、「所有権の移転」番号１から番号１７の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第７ 議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	１０ページをお開きください。 高島市 農委議案 第３号 農地法 第４条の規定による許可申請について １１ページをご覧ください。 番号１ 本件は、営農を継続していくうえで、新たに農小屋が必要になったため、農地に隣接している申請地に農小屋を建築するため畑１筆を農地転用申請するものです。 農地区分は、マキノ町森西集落内であり、周りに住宅等があるため、「住宅等が連坦している地域」に該当するため、第３種農地と判断しました。

	被害防除については、雨水排水については、道路側溝に排水します。 万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、昭和44年頃に地目が畑であるにも関わらず転用し農小屋として使用していることについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、資料集の41ページから43ページをご参照ください。 以上です。
松村委員	2番 松村です。この案件、水口委員が担当ですが本日欠席のため、私から代わって説明します。写真で見ていただいたとおり既に農小屋が建っております。かなり以前から許可を得ずに使用していることについての顛末書が添付されております。内容につきまして申請人は大規模農家を経営されていますし、問題ないと思っております。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号2 本件は、住宅の建て替えが必要になったため、隣地である申請地に一般住宅を建築するため畑1筆を農地転用申請するものです。 農地区分は、新旭町深溝集落内で、「住宅等が連坦している地域」に該当するため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 被害防除については、雨水排水については、U字溝を設けて流末に排水します。 万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、隣接する1061番地に居住していたところ、昭和40年に隣地である申請地に新たに住宅を新築するため、その敷地として転用し、一般住宅敷地として使用していることについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、資料集の44ページから46ページをご参照ください。 以上です。

小島委員	16番 小島です。ただいま事務局の説明があったとおりです。かなり以前から住宅敷地として使用していることについて顛末書が添付されています。許可やむなしと判断いたしました。よろしくご審議願います。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1、番号2の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決します。
会長	番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1、番号2の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	12ページをお開きください。 高島市 農委議案 第4号 農地法 第5条の規定による許可申請について 13ページをご覧ください。

地村副会長 事務局	1. 所有権の移転 番号 1 本件は、譲受人が安曇川町川島地先でリサイクル回収業を営む法人に、金属類の一時保管場所として賃貸するため、田 1 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（準工業地域）」であることから、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除について、雨水排水は敷地を北から南に向けて穏やかに傾斜をつけて整地し、南側の水路に放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところ です。 なお、資料集の土地利用計画図では、メガネ地（飛び地）での計画とな っています。現状はメガネ地（飛び地）でないですが、公図上、存在する 土地であることから、許可後において整備し、植栽帯を設置する計画であ ります。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可 基準を満たしていると考えます。 工期は、令和 5 年 3 月上旬から令和 5 年 3 月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 4 6 ページから 4 8 ページを ご参照ください。 以上でございます。 9 番 地村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。現地確 認をして問題ないと判断しました。よろしくご審議お願いします。 番号 2 本件は、建設業等の事業を行っている法人が、事業充実計画として、駐 車場を増設するにあたり、隣接している田 1 筆を売買により譲り受け、農 地転用するものです。 農地区分は、安曇川町青柳地先であり、団地規模がおおむね 1 0 ha 以上 の農地であることから、「第 1 種農地」と判断され、立地基準上は、原則、 許可できませんが、現在使用している駐車場は約 5 0 台ありますが、2 0
-------------------------	---

	台程度不足している状況であることから、隣接する会社敷地での駐車場の設置により、既存施設の拡張（拡張部分が既存施設の敷地面積の1/2を超えないものに限る）となり、今回の申請地に駐車場を増設することが、一体的に利用できることから、やむを得ないと考えられます。 団地規模がおおむね10ha以上の農地であることから、「第1種農地」と判断され、立地基準上は、原則、許可できませんが、現有施設の1/2を超えない範囲での拡張であり、今回申請の隣接地に所有地である現有施設である倉庫に隣接しており、事業を継続していくうえで、やむを得ないと考えられます。 被害防除につきましては、雨水排水は、造成地の南側に水路を整備し、西側にある水路に放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、許可日の翌日から令和5年3月下旬までの予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の49ページから52ページをご参照ください。 以上でございます。
地村副会長	9番 地村です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。現地確認をして問題ないと判断しました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号3 番号4 番号3と番号4は、関連性がありますので、まとめてご説明させていただきます。 本件は、不動産等を営んでいる譲受人が、本市でのオートキャンプ場事業拡大の計画目的に基づき、畑2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第1種住居地域）」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除について、雨水排水は、自然浸透により対処します。万一被害

	が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、順次、用地買収を行ってこられまして、オートキャンプ場を設置されていますが、今回が最終となります。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、許可後から5月上旬からの予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の52ページから55ページをご参照ください。 以上でございます。
山田委員	14番 山田です。申請内容はただいま事務局の説明どおりであります。現地を確認させていただきましたが、特に問題ないものと判断しました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号5 本件は、市内で不動産業や建設業を営んでいる譲受人が、宅地を分譲するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第1種住居地域）」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除については、雨水は既設道路側溝へ放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣地所有者の承諾も得られています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和5年1月下旬から令和5年3月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の55ページから57ページをご参照ください。 以上でございます。
山田委員	14番 山田です。申請内容はただいま事務局の説明どおりであります。特に問題ないものと思いますのでよろしくご審議お願いします。
事務局	2. 賃借権の設定 番号1

	本件は、建設業等の事業を行っている法人が、現在利用している資材置場が手狭になったため、新たに資材置場を整備するにあたり田 1 筆を賃貸借により農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第 1 種住居地域）」であることから、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除について、雨水は既設道路側溝へ放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。 なお、今回農地法の許可を得ずに、令和 2 年 8 月頃、どうしても一時的に残土を保管する場所が必要となり、やむを得ず利用してしまったことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和 5 年 2 月上旬から令和 5 年 5 月上旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 58 ページから 60 ページをご参照ください。 以上でございます。
小島委員	16 番 小島です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。現地を確認させていただきました。場所につきましては新旭駅の西北に位置するところで、都市計画区域内にありまして問題ないと判断いたしました。よろしくご審議願います。
事務局	3. 使用貸借による権利の設定 番号 1 本件は、父から田 1 筆を借り受け、住宅併用倉庫を建築するため、農地転用するものです。 現在、市外に居住しているものの、勤務地が高島市であり、両親も高齢になり、面倒を見る必要があることから、安曇川に滞在する事が多くなり、将来的なことを考え親元に近いところで住宅併用倉庫を建築するにあたり、JR 安曇川駅に近く利便性に優れている親名義の土地である当該地を選定しました。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（商業地域ならびに第 1 種住居

	地域)」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除については、雨水排水は、前面道路側溝へ放流します。汚水および雑排水は、公共下水道に接続します。万一被害が生じた場合には、借り人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、既に敷地を造成して駐車場として使用してきたことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第5条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、1月下旬から、4月下旬の予定です。 申請位置図等は、資料集の60ページから62ページをご参照ください。 以上です。
日置委員	12番 日置でございます。ただいまの案件ですけれども、ここの土地は私の知る限り15年～20年前から駐車場として使用されており、もっと早くに農転申請の指導ができるとよかったのですが。許可は問題ないと思って判を押したのですけれども、顛末書もついておりますし、よろしく願います。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方

	は、「挙手」願います 全員挙手
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、「賃借権の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」５件、「賃借権の設定」１件、「使用貸借による権利の設定」１件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	先ほど５条の許可のところで既存施設の拡張、拡張部分が既存の敷地面積の２分の１を超えないものに限るというのが農業委員会の規定でございますけれども、県と協議をさせていただいた結果、隣接地の考え方とし

	て必ずしも地面がくっついていなくてもよい、関連性があるで一連のものとみなせる、例えば道を挟んでいる、少し離れているというものも一つの既存の面積であるという見解になってございますので、その点につきまして今後の取り扱いとしてご留意いただきたいと思います。これは県農業会議と県の耕地課が協議した結果、このような取り扱いをするとのことでございますので、ご参考にしていただけたらと思います。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。
農業政策課	日程第9 議案第5号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。 農業政策課 峯森と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。16ページをご覧ください。 高島市農用地利用集積計画 令和5年1月20日 滋賀県高島市。 続いて、農用地利用集積計画表は17ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について (1) 利用権設定農用地は21筆 (2) 利用権設定面積は33,558㎡でございます。 (3) 利用権設定者は12名 (4) 農用地利用申出者は10名でございます。 (5) その他 利用権設定各筆明細は18ページから20ページのとおりでございます。 2. 所有権移転について (1) 所有権移転農用地は9筆 (2) 所有権移転面積は6,886㎡ (3) 所有権譲渡者（売り手）は5名 (4) 所有権譲受者（買い手）は4名 (5) その他 所有権移転各筆明細は21ページから22ページのとおりでございます。 農用地利用権申出者及び所有権移転譲受者14名はすべての農用地について効率的に耕作し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。 以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます

	す。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第5号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議します。
会長	まず、18ページから20ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号21の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号21の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号21の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、21ページから22ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号1から番号9の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号1から番号9の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。

	全員挙手
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号９の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第１０議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課 堀居と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。２３ページをご覧ください。 今回申請がありましたのは、新規が１件、継続が２件となっております。それでは、それぞれの申請につきまして説明させていただきます。 番号１の方でございます。農業経営改善計画の概要については２４ページをご覧ください。 今回新規で認定農業者に申請されました。現在は、水稻を３８６．３ａ営農されています。品種によって作付の順番などを工夫し、生産効率と作業効率の向上を図りながら、経営面積を６００ａまで拡大する計画を立てられています。 番号２の方でございます。農業経営改善計画の概要については２５ページをご覧ください。 ５年前の経営面積は１６３ａであり、これを４１０ａまで拡大する計画を立てられていました。現状は２１１．８ａにとどまっており、残念ながら前回の目標を達成することができませんでした。今後は集落内の余剰農地を積極的に借入れたり、農地の交換等を行うことで規模拡大と集積・集約を図り、経営面積を４１０ａまで拡大する計画を立てられています。 番号３の方でございます。農業経営改善計画の概要については２６ページをご覧ください。 番号３の方は安曇川地域、高島地域で営農しておられ、５年前の経営面積は１，２００ａであり、これを１，３００ａまで拡大する計画を立てられていました。現状は１，３００ａまで拡大しており、５年前の目標を達成しています。今後は麦・大豆などの転作作物を導入し、作業の集中を避け、労働時間の削減にも取り組みながら、経営面積を１，６００ａまで拡大する計画を立てられています。

	これらの案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査・指導し、各関係機関から同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第6号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、番号1から番号3の案件について、採決します。
会長	まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号3の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第6号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1から番号3の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちま

	して、全て終了しました。 (午後 2 時 5 0 分 議事終了)
--	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 5 番 _____

議事録署名委員 9 番 _____